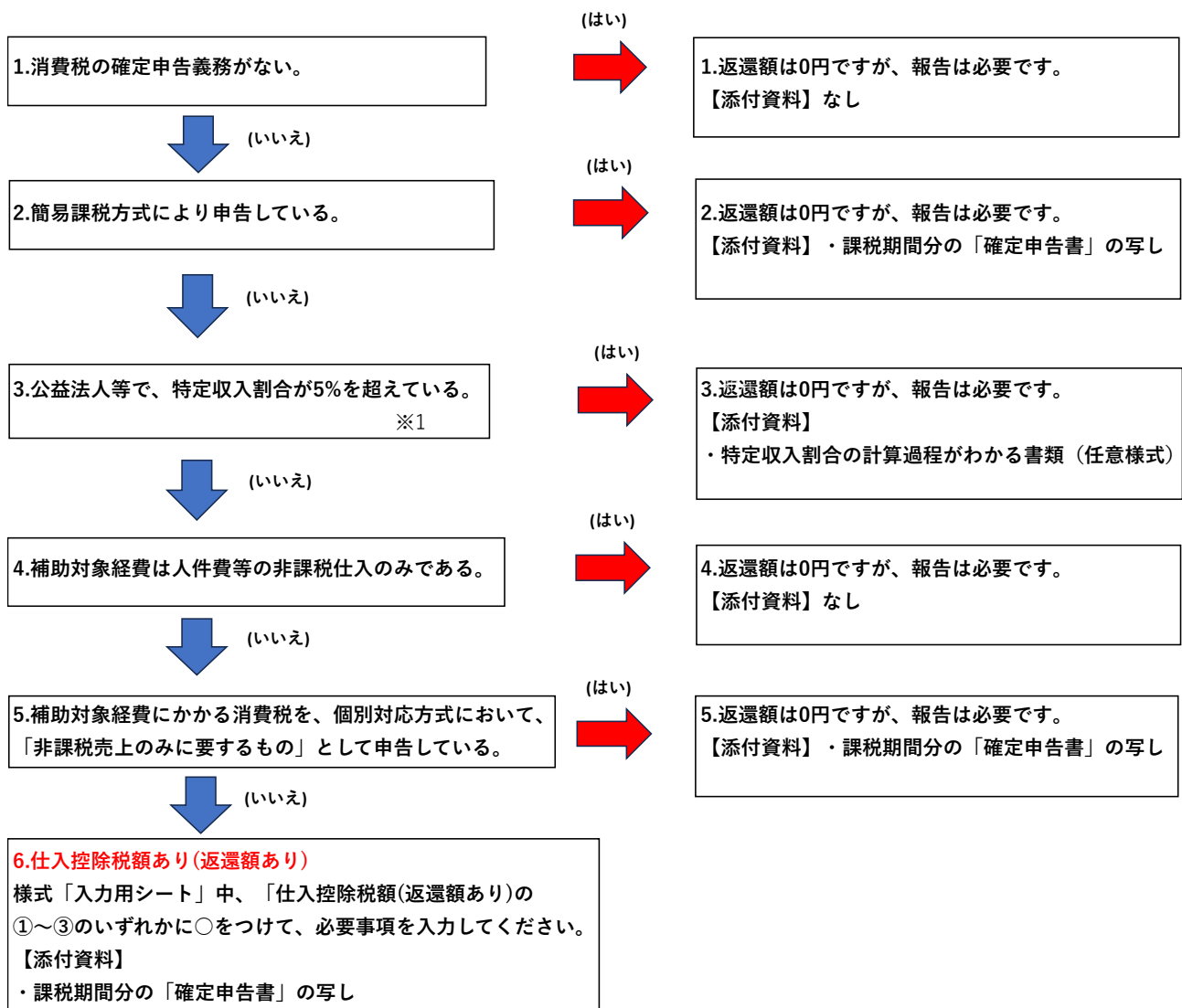


(参考)消費税仕入控除税額に係るフローチャート

※「仕入控除税額報告書」と別添「入力用シート」はすべての事業所で提出が必要です。



※1：公益法人等とは、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、独立行政法人等が該当します。

※1：特定収入割合とは、補助金、交付金、寄付金等が該当します。

※選択肢に対する回答が不明な場合、消費税等の確定申告を行った税務署、担当の税理士等に御相談ください。